

徵用工判決と國際私法

青木 淸
あおき きよし

南山大学法学部教授

はじめに

1. 新日鉄事件——日本訴訟と韓国下級審判決
2. 2012年大法院判決と2018年大法院判決
3. その後の展開

おわりに

はじめに

戦後最悪の日韓関係といわれるようになって、5年が経とうとしている。さまざまな原因と事情が重なった故のことであるが、とりわけ大きな要因としては、2018年に下された、戦時中、日本の工場に動員された韓国人徴用工による日本企業に対する損害賠償請求を認めた2件の大法院判決をあげることができよう⁽¹⁾。

これら2件の判決は、1つは新日本製鉄（現、日本製鉄）、他の1つは三菱重工業に対するものである。徴用をめぐる裁判はこれら以外にも存在しているが、この2社に対する裁判は、韓国の最高裁判所にあたる大法院が、まず2012年にそれまでの下級審判決を否定する差し戻し判決を出し、その後の差し戻し原審を経て、2018年秋に最終的な判断を下した点、そしてそこで展開された判旨が共通していることから、わが国で徴用工判決というと、一般にこれら判決のことを指している。これら2つの裁判は、実はいずれも日本において最初に訴えの提起がなされている。日本の裁判所では、当該事件は国内事件として扱われ、当然のように日本法が直接適用されている。これに対して、その後に韓国で提起された裁判では、韓国人が日本企業を相手取った裁判ということから涉外事案として扱われ、そこでは國際私法および國際民事訴訟法に関する興味ある論点が議論され、さらには論争を呼びそうな判断も下されている。

本稿では、これら2つの裁判のうち新日本製鉄を被告とした事件を中心に、上記の諸問題に焦点を当て、徴用工判決を分析、検討することとする。2012年と2018年の大法院判決はもちろんのこと、下級審判決をも参照しながら、この事件およびそれら判決が持っている問題と課題を検討していきたい。

I. 新日鉄事件——日本訴訟と韓国下級審判決

(1) 事実関係

1943年、日本の植民地統治下にあった朝鮮半島の平壤において、当時の国内最大の鉄鋼メーカーで半官半民の国策会社であった日本製鐵が、自社の大坂製鐵所で働く工員を募集する新聞廣告等を出した。廣告には、大阪製鐵所で2年間訓練を受けければ、技術を習得することができ、訓練終了後は朝鮮半島内の製鐵所に技術者として就職できること、募集人員は100名であること、応募資格は、25歳未満の国民学校を終了した日本語の話せる独身者であること等が記載されていた。当時、平壤にいた全羅南道出身のAと全羅北道出身のBは、これに応募し、500人ほどの応募者の中から、身体検査や面接を経て審査に合格した。日本製鐵の担当者らは、Aら合格者に対し、契約期間は2年間であること、1回目募集の応募者（1期生）は既に日本で訓練を受けており、2回目募集の応募者（2期生）である原告らが日本に行けば、1期生は朝鮮に帰つてくること、大阪製鐵所における訓練中は食事、宿舎は支給されること、2年間訓練を受けて技術を習得した後は、朝鮮半島内の製鐵所に技術者として就職することができる等を述べた。Aらは、2～3日、団体行動の訓練を受けた後、大阪製鐵所に赴き、訓練工として業務に従事した。Aらが入った寮は、木造2階建てで、1階の窓には鉄格子がはめられており、1階の出入口は日本人の舍監が常時滞在し、夜間は出入口に鍵をかけ、舍監が出入口の内側で就寝してこれを監視した。寮の門にも見張りがおり、夜間は門に鍵がかけられた。この寮に入寮したのは、朝鮮半島から来たAら訓練工のみで、入寮当初は、外出は許されなかった。Aらはそれぞれ、4人部屋に入れられ、8畳間で他の3人の訓練工と寝起きをともにすることになった。大阪製鐵所では、1日8時間、3交代制で働き、休日も月に1、2回ぐらいしか許されなかった。しかも、1ヶ月

に2、3円程度の小遣いが支給されたのみで、寮の食事も少なく、空腹感に襲われていた。賃金そのものについては、同社は、賃金全額を支給すると浪費する恐れがあるとして、AやBの同意もなく、彼ら名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金した。仕事も、高温で燃焼している溶鉱炉の急な傾斜のついた石炭落とし口に立って石炭を鉄棒で突き落としたり、熱気の残っている直径1.5メートルの鉄パイプの中に入り石炭滓や煤を取り除いたりする、危険な重労働であった。警官がたびたび立ち寄り、逃亡など考えるなどわれたりしていた。現に、Aが逃亡を計画したところ、これが発覚し、寮の舍監から棍棒で臀部や腰部を20回ほど殴打されるなどの暴行を受け、2ヶ月間、小遣い銭の支給も止められた。1944年2月から3月頃、舍監からAらが徵用された旨の告知を受けた。以後、監視も厳しくなり、外出も制約されるようになった。

1945年3月、米軍の大坂大空襲により、大阪製鉄所が破壊された。同年6月頃、AとBは、同社が清津（チョンジン）——現在の北朝鮮北部の都市——に建設中だった製鉄所に配置され、清津に移動した。その際、Aらは、舍監に賃金が入金されている通帳と印鑑を渡すように要求したが、舍監は渡すことはなかった。Aらは、清津では全く賃金を受けることはなかった。1945年8月、ソ連軍が、清津に進出し、日本軍施設へ攻撃を始めたため、AとBは、それぞれ別々に清津から逃れ、京城に避難していった。

Aらは、その後、日本製鐵から未払賃金の支給等について連絡を受けたことはなかった。

（2）日本訴訟

第二次世界大戦後すなわち朝鮮半島の解放後、半世紀ほど経過した1997年に、AとBは、上記期間の未払賃金や損害賠償を求めて日本製鐵の後継会社たる新日本製鐵（同社は、1970年に当時の八幡製鐵と富士製鐵が合併して成立した会社である。2012（平成24）年には住友金属と合併して新日鐵住金に、そして2019（令和元）年からは社名を日本製鐵と改称している）を相手に裁判を起こした。そこでは、新日鐵とともに、日本製鐵の事業を国策として推進・支援したとして日本国も被告としていた。

(a) 大阪地判平成 13 (2001) 年 3 月 27 日 LLI/DB 判例秘書 L 05650388

第 1 審判決は、A らの応募状況や入寮までの経緯等を考えると、強制連行があったとはできないが、具体的な賃金額も知らされず、強制的に貯金させられ、當時、監視下に置かれ、半ば自由を奪われた状態で危険極まりない作業に従事させられていることから、A らの労働は強制労働に該当するとし、強制労働に対する日本製鐵および日本国との責任の有無を判断した。

まず、日本国に関する責任について、A らが主張した ILO 29 号条約等の国際法上の根拠は、いずれも個人の請求権を認めておらず、また、国内法上も当時の法制度では国が私人に民法上の責任を負うとする解釈をとることもできないとした。

次に、日本製鐵の責任については、賃金を一部しか支払わず、違法な強制労働をさせたこと等が認められるとして、債務不履行および不法行為に基づく損害賠償責任が認められるとした。その結果、裁判では、訴え提起時に存在する新日本製鐵にその賠償責任が承継されていたのかどうかが問題となった。日本製鐵は、戦後、規模の大きさや過度経済力の集中といった点から解体の対象となり、過度経済力集中排除法や企業再建整備法により、資産を現物出資し、八幡製鐵、富士製鐵、日本製鐵汽船、播磨耐火煉瓦の 4 つの第二会社を設立して、自らは解散した。こうした経緯から、裁判所は、原告らの日本製鐵に対する債務不履行ないし不法行為債権は、これら 4 社に当然には承継されないと判断した。

(b) 大阪高判平成 14 年 11 月 19 日訟務月報 50 卷 3 号 815 頁

第 2 審も、結論は同じである。さらに加えて、仮に債権が新日鉄に承継されていたとしても、その債権は日韓請求権協定 2 条 3 の「財産、権利及び利益」に該当するもので、それは財産権措置法 1 項の適用によって昭和 40 年 6 月 22 日をもって消滅したと解されるとした。

(c) 最判平成 15 年 10 月 9 日 LLI/DB 判例秘書 L 05810115

最終審の最高裁は、上告理由がないと述べるのみで、A らの上告を却けている。

（3）韓国下級審判決

韓国での訴え提起は2005年2月に行われ、原告は、あらたに3名が加わり5名となった。新たに原告となったCは、大田（テジョン）市長の推薦を受け日本製鐵釜石製鉄所で労働に従事し、賃金は貯金すると言われ、まったく受け取っていない。同じくDは、忠清南道の区長の指示を受け応募し、同じく釜石製鉄所で働いていた。賃金は極めて一部だけ支給されたようである。原告Eは、群山府（現在の群山市）の指示を受けて応募し、日本製鐵八幡製鉄所で労働に従事し、賃金はまったく受け取ることができなかった。

韓国の裁判では、被告は新日本製鐵のみで、請求内容も慰謝料請求（原告に各1億ウォン）のみとなった。

（a）ソウル中央地方法院 2008年4月3日宣告 2005 가합 16473 判決

韓国での第1審となったソウル中央地方法院⁽²⁾は、まず、本件事案に関しては韓国が不法行為地に該当するとして、その国際裁判管轄権を認めた。次いで、原告AおよびBの請求に対しては、韓国民事訴訟法217条⁽³⁾（日本の民訴118条に相当）の定める「外国判決の承認」という枠組みのもと、前述した日本の大阪地裁が下した（そして大阪高裁で控訴が棄却され、最高裁で上告が棄却された）判決は韓国内でもその効力が承認されるとして、その請求を退けた。

他方、日本では裁判をしていない原告C、DおよびEの請求に対しては、（2001年改正以前の韓国の国際私法典たる）渉外私法を適用し、不法行為地法たる韓国法を適用し、旧日本製鐵の慰謝料支払義務を認めた。しかし、旧日本製鐵と被告たる新日本製鐵の法人格は同一ではないことから、Cらに対する債務を承継しないとした。加えて、請求権が時効で消滅したとする被告の主張も認め、これを否定する原告の主張については理由がないとして退けている。

（b）ソウル高等法院 2009年7月16日宣告 2008 나 49129 判決

原告らの控訴に対して、第2審であるソウル高等法院は、判決理由について「第1審判決の理由と同じ」とした上で、加えて、日本の会社経理応急措置法や企業再建整備法による処理についても問題はないとして、控訴を棄却した。なお、控訴審から、原告・控訴人は4人となっており、前記Dが加わっていない。

2. 2012年大法院判決と2018年大法院判決

ソウル高等法院の判決に対して、原告らは大法院に上告することになるのが、この上告審においてそれまでの判断が大きく転換されることになる。

(1) 大法院 2012年5月24日宣告 2009다68620判決⁽⁴⁾

韓国の判決は、日本の判決と異なりこの事件の渉外性を認め、国際裁判管轄権や準拠法の問題を論じているが、この大法院判決においては、これらの点が、戦前、戦後（諸法典編纂前）および現在という時間的な法の変遷の要素も加えて、はるかに詳しく検討されている。以下、論点ごとに検討していく。

(a) 日本判決の承認の当否

原審および第1審で承認された日本の判決について、大法院は、韓国民事訴訟法217条3号の定める「公序」を問題とした。わが民訴118条3号に相当する規定で、同条と同様、そこには実体的公序と手続的公序が含まれるとする。この判断に関して、わが国では一般に「①外国判決の効力を認めることによって内国で生じる結果の異常性・重大性、②事案の内国牽連性」⁽⁵⁾を基準とするとしているが、大法院は、その点につき「外国判決の承認がわが国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案とわが国との関連性の程度に照らして判断すべき」としている。その枠組みを踏まえた上で、大法院は、1919年3月1日を期して展開された朝鮮半島最大の反日独立運動である三・一運動から説き起こされる韓国憲法前文⁽⁶⁾を紹介し、「このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島⁽⁷⁾支配は、規範的な観点から見て不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立できないものはその効力は排除される……。……日本判決の理由は日帝強占期の強制動員自体を不法と解している大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものであり、このような判決理由が含まれる日本判決をそのまま承認する結果はそれ自体として大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反するものであることは明らかである」として、その承認を否定したのである⁽⁸⁾。

(b) 法人格の同一性・債務承継の可否

統いて、下級審が否定していた法人格の同一性・債務承継の可否の問題を扱う。第1審では、この点につきいきなり「会社の設立から消滅までの事項をはじめとする会社法上の争点については会社の属人法が適用され」と述べる一方、涉外私法には「商事会社の行為能力は、その営業所所在地の法による」(29条)とする規定があるのみで、属人法に関する明文規定のないことを紹介する。そして、会社の属人法に関して主張されていた設立準拠法主義によっても本拠地法主義によつても、日本製鐵の属人法は日本法となるとした。

これに対して、大法院は、法人格の同一性・債務の承継の可否等「の法律関係が発生した時点は、涉外私法が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている」と認定し、同日以後は第1審の判断の通りであるが、同日以前の事項は、植民地統治期の勅令21号（1912年）⁽⁹⁾によりそしてその後の軍政法令21号および韓国制憲憲法附則100条⁽¹⁰⁾により、韓国の「法秩序に編入された日本の『法例』」により判断されるべきであるとした。とはいへ、法例には会社の属人法に関する明文規定はなく当時も解釈に委ねられていた。そして、その解釈により準拠法を日本法とした点は、涉外私法施行（1962年1月15日）以後の準拠法決定と異なる。結果的には、この点に関する準拠法は下級審と同じ結論となった。

しかし、大法院は、ここで下級審と異なり、公序（当時の法例では30条）を持ち出してくる。すなわち、「戦後処理および賠償債務解決のための日本国内の特別な目的のもと制定された技術的立法に過ぎない会社経理応急措置法と企業再建整備法等の日本の国内法を理由に旧日本製鐵の大韓民国国民に対する債務が免除される結果になることは、大韓民国の公序良俗に照らして容認できない」とし、日本法の適用を排除した。この後、大法院は、当時の韓国法を適用すると、「旧日本製鐵と被告は実質において同一性をそのまま維持している」とし、「法的には同一の会社と評価するに十分である」とした上で、被告新日鉄に対して請求権の行使が可能であるとした。

(c) 請求権協定による請求権の消滅の当否

このような論旨で日本製鐵と新日鉄の法人格の同一性を認め、債務承継の可

能性を認めた大法院は、次いで日韓請求権協定により原告らの請求権が消滅したのか否かを検討する。まず、請求権協定1条により日本政府が韓国政府に支払った経済協力資金（無償3億ドル・有償2億ドル）について、この資金は同協定「第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとは見られない」と判断した。そして、「日本政府が植民地支配の不法性を認めず、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定した」ことから、日本の植民地支配の性格につき日韓両政府に合意ができていないとする。「そのような状況で、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為と植民地支配に直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは解することは困難である」と結論づける。のことから、大法院は、請求権協定では個人請求権も消滅しなかつたし、韓国の外交保護権も放棄しなかったとする。仮に原告らの請求権が請求権協定の対象に含まれていたとしても、個人請求権が消滅することではなく、外交的保護権のみが放棄されることから、韓国が「これを外交的に保護する手段を喪失するだけである」としている。

(d) 不法行為債権の成立・消滅時効

大法院は、最後に、新日鉄が主張した消滅時効完成の抗弁について検討を加えている。これについても、当然、準拠法が問題となる。ここでも前述の「法例」により準拠法が決定される。当時の法例では、不法行為については「原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル」とされており、大法院は、「本件不法行為地は大韓民国と日本にわたっている」として、その準拠法は韓国法もしくは日本法になるとする。そして、原告A・Bが日本法を適用された日本訴訟で敗訴していることから、原告C・Dは「自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を持っていると推認される」として韓国法を適用した。

大法院は、ここで、1960年から施行された韓国民法典の制定時の経過規定に検討を加え、消滅時効の問題のみならず、本件不法行為の成否の問題についても、附則2条の定める遡及効の原則が適用され、不法行為当時朝鮮半島で適用されていた民法、すなわち朝鮮民事令に基づき適用されていた日本の民法（韓国内では依用民法と呼ばれてきた）ではなく、1960年施行の韓国民法が適用

されるとした⁽¹¹⁾。

ところで、1960年施行の韓国民法典附則2条は、「本法は、特別の規定ある場合のほかは、本法施行日前の事項に対しても、これを適用する。ただし、既に旧法によって生じた効力に影響を及ぼさない。」と定める。大法院は、この2条本文を躊躇なく適用しているが、新法を施行日前にも遡及させる附則2条については、重婚事例であるが日本の裁判所においてその解釈が大きく分かれているところである。ここでは、社会公益に関わる不法行為の成否や不法行為債権の時効による消滅の可否が問題となっている。これについて、簡単に新法を遡及させてよいものなのか、法適用の観点から検討の必要があろう⁽¹²⁾。

消滅時効の抗弁に関する韓国民法上の解釈問題として、大法院は、2005年2月まで原告らが韓国で客観的に権利を事実上行使できない障害事由があったとし、そうしたことから、被告が消滅時効の完成を主張し、原告らに対する不法行為による損害賠償債務又は賃金支払債務の履行を拒絶することは、著しく不當であり信義誠実の原則に反し権利濫用であるとして許されないとした。

大法院は、各論点につき以上のような判断を下し、事件をソウル高等法院へ差し戻した。

（2）ソウル高等法院 2013年7月10日宣告 2012나44947判決

差し戻し後のソウル高等法院は、上記(a)～(d)の論点についていずれも大法院の論旨を用いて第1審のソウル中央地方法院判決を取消し、原告らの被告に対する1億ウォンの慰謝料請求を認容した。ただ、その論旨は、大法院判決に比べ、精緻さに欠けるように思われる。会社経理応急措置法や企業再建整備法等の「技術的立法に過ぎない日本国内法を理由に旧日本製鐵の大韓民国国民に対する反人道的不法行為に基づく損害賠償債務が免除されることを認めることは、大韓民国の法律が外国法を適用する際に考慮するよう定めている国際的強行法規ないし公序に反するものとして容認できない」とするが、ここでの「国際的強行法規」と「公序」の根拠が明示的に示されていない。同判決では、「公序」については、これより前の「法人格の同一性・債務承継の可否」を検討するところにおいて公序条項である法例30条に言及していることから、ここでの公

序は抵触法上のそれを指すのであろう。しかし、「大韓民国の法律が外国法を適用する際に考慮するよう定めている国際的強行法規」は、2001年施行の国際私法7条で新設された「大韓民国法の強行的適用」の条項を連想させる記述となっている。本件の法人格の同一性・債務承継の可否の問題について2001年施行の国際私法を適用しようとしているのだろうか。ちなみに、国際私法附則2条は、「本法施行以前に生じた事項に対しては、従前の渉外私法による。」としている。

(3) 大法院 2018年10月30日宣告 2013다61381判決

差し戻し審において原告らの請求が認容されたことから、被告新日鉄が上告をした。その際の上告理由は5点にわたっているようであるが、それ自身は公表されている判例集では直接確認できない。判示内容から、それらは、上記(a)～(d)の4点と慰謝料額に関する1点と推測できる。大法院の判旨は、上記(c)を除けば、結論的には差し戻し後の原審の判断に違法はないという簡潔なものである。唯一上記(c)の請求権協定との関係については、紙数を費やし、さらなる判断を提示している。

すなわち、大法院は、「本件で問題となる原告らの損害賠償請求権は、日本政府の韓半島に対する不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権（以下、「強制動員慰謝料請求権」という）である」と請求内容をあらためて定義づけている。それは、この請求が通常の未払賃金の請求や補償金の請求ではないことを強調している。

そして、大法院は、請求権協定が、日本政府が植民地支配の不法性を認めず強制動員被害の法的賠償を根本的に否定したまま、従って韓日両政府が日本の植民地支配の法的性格に関して合意できないまま結ばれたものであることから、その対象に不法な植民地支配から導き出される強制動員慰謝料請求権が含まれていたとは認めがたいとする。日本による植民地支配の違法性に何ら言及することもなく、そのことに関して両政府に全く合意ができていない以上、原告らの請求は請求権協定の対象にはなり得ないとしたのである。加えて、交渉過程

で主張された要求額（12億2000万ドル）にはるかに及ばない3億ドル（無償）のみでは、その適用対象に含まれていたとするることは難しいとした。大法院は、金額そのものも問題としている。

なお、2018年判決は、2012年判決と異なり、わが国でいう最高裁大法廷に相当する大法院全員合議体で下されている。当然、上記判旨が多数意見であるが、3人の裁判官は、多数意見と異なる補足意見を述べている。すなわち、原告らの請求権は請求権協定の対象に含まれるとする。しかし、個人の権利が同協定によって消滅することではなく、そこでは韓国の外交保護権のみが放棄されたに過ぎないとし、最終的には韓国内での原告らの訴訟遂行を認めている。さらに2人の裁判官が、多数意見に対する反対意見を述べている。上記3裁判官と同様、原告らの請求権は同協定の対象に含まれるとする。そして、韓国国民が日本および日本国民に対して有する個人請求権は、請求権協定によって直ちに消滅したり放棄されたわけではないが、訴訟によってこれを行使することは制限されることとなったと解釈する。その限りでは、2012年大法院判決も変更されるべきであると主張している。

（4）「強制動員慰謝料請求権」の法的根拠

ところで、2018年大法院判決のいう強制動員慰謝料請求権なる概念は、いかなる実定法上の根拠から導き出されているのだろうか。同判決は、この請求権と請求権協定との関係について詳述しているものの、その請求権の成立を基礎づける条文上の根拠あるいはその法秩序を明らかにしていない。原告Cらの慰謝料請求権は、第1審、第2審では渉外私法11条により導き出される不法行為地法としての韓国法によりその成立が認められていた。これに対し、2012年大法院判決では、その慰謝料請求権は、抵触規範として渉外私法ではなく法例を適用し、その11条により不法行為地法がその準拠法となるとされ、それを韓国法とした上で、当時の依用民法ではなく1960年から施行されている韓国民法を適用してその成立が認められたとした。このように、当該事件のそれまでの裁判においても、判決によって適用される抵触法および実質法がいささか異なっている慰謝料請求権である。2018年大法院判決においてその成立を

認めるにしても、その法文上の根拠を示す必要性があったと思われる。

その一方で、2018年判決が強調するのは、この請求権は日本による不法な植民地支配と日本企業による反人道的な不法行為を前提とするものであるという点である。これは、2012年判決が民事訴訟法217条3号の公序を適用する際に述べた、韓国「憲法の規定に照らしてみると、日本の韓半島支配は、規範的に見て不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立できないものはその効力は排除されると解されなければならない」とした部分に通底するものである。判旨は、この慰謝料請求権は韓国憲法の basic concept あるいは核心的価値に直結する存在であるといいたいのである。そうであれば、不法行為および慰謝料請求権を定める、具体的にいえば現行韓国民法であれば750条・751条、依用民法であれば709条・710条等の条文と、憲法理念の関係等にも言及が欲しかったところである。

さらに視点を変えていえば、日本による植民地支配に直結するものを不法と評価する2018年大法院判決の論旨は、戦前から戦後にかけて形成されてきた法律関係をどのように考えるべきかという大きな問題を提起していることになる。誤解を恐れずにいえば、戦前、朝鮮半島で施行されていた諸法規は、どれも日本の植民地統治に直結したものといえるであろう。大法院は、こうしたものをすべて違法と判断するのであろうか。さすがにそのようなことはないと思われるが、2018年判決は、日本の植民地支配の違法性判断について何の限定も留保も付していない。2018年判決は、そもそも戦前の法秩序をどう評価するのか、さらにはそれらを現行の法秩序にどのように結びつけようとするのか。同判決の射程範囲が問題となる。2018年判決を出したことにより、大法院は、自らに新たな課題を課したことになっている。

3. その後の展開

(1) 学 説

(a) 大法院判決に批判的な見解

2012年と2018年の2つの大法院判決は、韓国の法学会にも大きなインパクトを与えた。賛否も分かれている。日本国内では2018年判決に注目が集まつ

ているが、韓国内では実質的な判断をした2012年判決により関心が集まっており、それに関する論稿の方が多い。

請求権協定との関係では、韓国を代表する国際法学者が、大法院判決に批判的な見解を展開している。例えば、ソウル大の李根寛教授は、請求権協定1条によって提供された経済協力資金と2条による財産および請求権問題の解決の間に法的対価関係がないとした判決に対して、交渉当時およびその後の韓国の立場を考えると両者の法的対価関係を否定することは難しく、また個人の請求権の消滅を前提とする一括補償協定方式の実定性および合法性が広く認められていることからも、請求権協定により個人の請求権は消滅したと解されるべきだとしている⁽¹³⁾。同じく釜山大の朴培根教授も、後述する2005年の「韓日会談文書公開後続関連民官共同委員会」での決定や韓国内で発行されてきた協定解説文等を前提にすると、本件請求権が請求権協定の対象とならないことは難しいと述べ、大法院の理由付けも説得力に乏しいと批判する⁽¹⁴⁾。同じく国際法専門家のイ・ソク（이석우）仁荷大教授も、韓国司法部の無知が生んだ混乱であると大法院判決を厳しく批判する⁽¹⁵⁾。

（b）大法院判決を支持する見解

一方、大法院を支持する代表的なものとしては、韓国国際私法学会の元会長でソウル大の石光現教授の見解をあげることができる。

石光現教授は、2012年判決を「裁判所が、遅まきながら原告らに法的に恨みを晴らすことを可能にした記念碑的判決である」と積極的に評価している。とりわけ、日本の植民地支配につき「規範的不法強占論の立場に立って、日本の不法な支配による法律関係のうち、韓国の憲法精神と両立しないものは、その効力が否定されると宣言した点に大きな意味がある」⁽¹⁶⁾としている。同教授自らが明らかにしているが、2012年大法院判決より前の2011年9月に開催された大法院の比較法実務研究会において、下級審たるソウル中央地方法院が抵触規範として涉外私法を適用したことに関して、本件不法行為や労働契約は涉外私法施行日たる「1962年1月15日より前に発生し、存在した法律関係であるので、そこに涉外私法を適用することは疑問である」とし、適用されるべきは、1912年勅令21号により朝鮮に施行されるようになり、その後涉外私法

の施行時期まで適用されていた法例であることを明言している。研究会でのこうした指摘が、2012年判決に一定程度反映をしていると思われる。

石教授と同様、大法院判決を支持するものとして、請求権協定は日本国との平和条約により韓半島が日本から分離・分割されることによって発生した財政上および民事上の権利に関する問題を解決するものであるとし、原告らの請求権はその対象に含まれないとする見解⁽¹⁷⁾や、請求権協定は植民地支配の法的性格について合意ができなかった不完全な協定で、いわば国際法上の和解であり、そうであれば、和解時に予期できなかつた損害が発生すればそれに対して追加の賠償をすべきであるとする見解⁽¹⁸⁾などがある。さらには、消滅時効に関して、2018年大法院判決が出されるまで権利行使に客観的な障害事由があったといえ、従つてその起算点は2018年10月30日とする見解⁽¹⁹⁾等もある。

いずれにしろ、学説においては賛否が分かれている。

(2) 判 例

(a) 徹用工判決のその後

損害賠償を認めた大法院判決に対して、新日鉄は賠償に応じることはしなかつたため、原告側は、大邱地方法院浦項支部に新日鉄の資産の差し押さえを求めた。差し押さえ対象は、新日鉄と韓国鉄鋼最大手ポスコとの合弁会社「PNR」の株式である。新日鉄事件と同様の判旨で原告側が勝訴した三菱重工業事件でも差し押さえが進められ、こちらは同社が韓国に出願していた商標権2件と特許権6件をその対象としている⁽²⁰⁾。これらの手続は、いずれも即時抗告がなされ、三菱重工業事件は、再抗告審まで進み、差し押さえ命令が確定し、大田地方法院で売却命令が出され、これに三菱重工業が即時抗告をしている。新日鉄（2019年より日本製鉄に改称）事件は、差し押さえについて争っている一方で、2021年12月30日に大邱地方法院浦項支部が、PNRの株の売却命令も出している。これについても、2022年8月現在、なお係争中である⁽²¹⁾。

(b) その他の判決

2018年判決が出された当時、強制徴用被害者の損害賠償請求訴訟は、他にも14件ほどあり、日本企業87社が被告となっているという報道があつた⁽²²⁾。

また翌2019年には、日本の機械メーカー不二越に対する資産差し押さえが認められ（3月）、さらには新たに日本企業9社を相手に光州地方法院において元徴用工らによる損害賠償請求訴訟が提起されたといった報道も続いた。こうした動向には、当然、2012年と2018年の大法院判決が影響しているのであろう。しかし、その後の下級審の裁判所の対応は、一様ではない。2021年6月7日、ソウル中央法院は、日本企業16社を相手に徴用被害者およびその遺族85名が提起した損害賠償請求事件において、原告らの個人請求権は請求権協定によって消滅、放棄されたとはいえないが、同協定により訴訟でそれを行使することは制限されると判示して、訴えを却下したのである。大法院判決と真っ向から対立する判断を、第1審裁判所が下したのである⁽²³⁾。さらには、2021年8月11日には、同じソウル中央地方法院が、強制徴用の被害者による損害賠償請求を「消滅時効が過ぎ、賠償責任を問えない」として訴えを棄却している⁽²⁴⁾。前記6月判決と同じ裁判官が、同年9月8日にも消滅時効を根拠に訴えを退けたと報じられている⁽²⁵⁾。

いずれにしろ、判例も割れている。

おわりに

日韓両国が国交正常化へ向けて作業を進める中、日本による植民地統治をいかに評価するかについて、両国は激しく対立していた。韓国は、そもそも日本の植民地支配につながった条約は強制によるもので「当初から無効」であるとしたのに対し、日本は、合法的に締結された条約であるという立場に立っていた。その結果、日韓基本条約締結の際にはそれら諸条約は「もはや無効」であるとして、いつから無効になったのかを明示しない玉虫色の決着を図ったことはよく知られているところである⁽²⁶⁾。その点では、大法院がいうように、日本は植民地支配の違法性を認めておらず、従って、その点に関する法的評価につき日韓両国で合意ができていないのは事実である。しかし、こうした事情を前提とした日韓両国の合意であり、条約・協定である。こうしたこともあり、当時から、条約・協定に日韓双方において極めて強い批判が存在していた。

2012年大法院判決は、朴培根教授が言及した2005年の「韓日会談文書公開

「後続関連民官共同委員会」の記録を引用している。ただし、言及する部分が異なる。2012年判決は、請求権協定について日韓の「財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであって、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはでき」ないとしている。2012年判決のいうように、請求権協定には慰安婦の問題については何ら規定されていない。しかし、同委員会の記録は、強制動員被害者については「無償3億ドルは……強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案されているとみるべきである」と述べるとともに、さらに韓国「政府は受領した無償資金中相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任がある」とも明言しているのである⁽²⁷⁾。協定締結当時の、さらにはその後の両国関係者の文書、言動からすれば、2012年判決がいうように「経済協力資金は……権利問題の解決と法的対価関係があると見られない」と即断できる性質のものではない。

請求権協定を含めた当時の日韓条約は、先人の知恵ともいべきものが含まれた合意である。また、国際社会が長い歴史の中で作り出してきた「合意は守られなければならない (pacta sunt servanda)」とするルールも非常に重い。日本による植民地支配の糾弾すなわち「日帝」糾弾を追及するあまり、こうした国際社会のルールや先人たちの知恵の積み重ねで作り上げた両国関係を、一時の判断で壊してしまうのはいかにも不適切である。

一方で、当時、種々の問題点を、棚上げし、先送りし、さらには一部利益を犠牲にすることにより、これら条約、協定が結ばれたことも忘れてはいけない。両国は、国交正常化以後、日本では高度経済成長、韓国では「漢江の奇跡」と呼ばれる経済成長をそれぞれ成し遂げ、今日の姿があるのである。日本政府は「日韓条約によりすべて解決済み」と繰り返すが、当時、存在していた問題がすべて解決されたわけではもちろんない。日本は、その際に、棚上げ、先送り、さらには犠牲にされたものに目を向け、それへの対応策を今からでも探るべきであろう。かつて筆者はそうした状況を表す言葉として「1965年しか見ない日本、『日帝』にこだわる韓国」という表現を使ったことがあるが、その思いは今も変わらない。

- (1) これら判決が下された時期は、2015年末に日韓両政府が結んだ日韓慰安婦合意に基づき設立された「和解・癒やし財団」を文在寅政権が一方的に解散すると決定し、その手続を進めていたところであり、この後、日本政府は対韓輸出規制を実施し、これに対して韓国政府は「軍事情報包括保護協定」(GSOMIA) 破棄を通告（最終的には破棄は見送られた）する等といった外交上の対抗策が両政府から繰り出され、日韓関係は、一気に冷え込むことになったのである。
- (2) 韓国では、通常裁判所を、地方法院、高等法院というように「法院」と呼び、憲法問題を扱う裁判所を「憲法裁判所」と呼んでいる。司法機関に2つの名称を使うのは、大韓帝国期（1895年）の裁判所構成法にまで遡る。大法院が発行する冊子『Justice in Korea』1981年版の表紙裏に同法の一部が印刷されており、そのことが確認できる。高翔龍『韓国法〔第3版〕』（信山社、2016年）120頁以下、参照。なお、裁判所名がソウル中央法院となっているのは、ソウル市内には地方法院が5カ所存在しているからである。
- (3) 韓国民事訴訟法第217条（外国裁判の承認）① 外国裁判所の確定判決又はこれと同じ効力が認められる裁判（以下「確定裁判等」という。）は、次の各号の要件を具備する場合に限り、承認される。
- 1 大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上その外国裁判所の国際裁判管轄権が認められること
 - 2 敗訴した被告が訴状若しくはこれに準ずる書面及び期日通知書若しくは命令を適法な方式により防御に必要な時間の余裕を置いて送達を受け（公示送達又はこれと類似する送達による場合を除く。）、又は送達を受けなくても訴訟に応じたこと
 - 3 その確定裁判等の内容及び訴訟手続に照らし、その確定裁判等の承認が大韓民国の善良な風俗その他の社会秩序に反しないこと
 - 4 相互の保証があり、または大韓民国及びその外国裁判所が属する国において確定裁判等の承認要件が著しく均衡を失わず、重要な点で実質的に差がないこと
- ② 裁判所は、前項の要件が充足されたかどうかに関して職権で調査しなければならない。
- (4) この判決については、山本晴太ほか『徴用工裁判と日韓請求権協定——韓国大法院判決を読み解く』（現代人文社、2019年）170頁以下に日本語訳が掲載されている。以下で紹介する判決文（2018年判決も含め）の翻訳では、同書の訳を大いに参考にさせて頂いた。記して感謝申し上げる。

- (5) 中野俊一郎「第6章 外国判決の執行」新堂幸司〔監修〕『実務民事訴訟講座〔第3期〕 第6巻上訴・再審・少額訴訟と国際民事訴訟』(日本評論社, 2013年) 449頁。
- (6) 大法院判決は、大韓民国成立時の憲法（制憲憲法という）前文と現行憲法前文の双方に言及している。
- (7) 韓国内では、朝鮮半島のことを韓半島と呼ぶ。
- (8) 韓国の外国判決承認制度については、金汝淑「外国判決の承認及び執行—韓国の法状況を中心として—」甲南法学58巻3・4号(2018年)1頁以下(20頁には本判決への言及がある)および석광현(石光現), 국제민사소송법:국제사법[절차법](国際民事訴訟法:国際私法[手続版])(박영사, 2012), 373頁-397頁参照。
- (9) この勅令は、「法例ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス」と定めるのみである。当時の朝鮮では、「法律ヲ要スル事項ハ朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」(「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」(1911年3月法律30号)1条)とされ、内地の民法や商法は、朝鮮総督府の立法形式である制令たる「朝鮮民事令」に基づき朝鮮半島に適用されていた。一方で、抵触法たる法例は単独の勅令の形で朝鮮での適用が根拠づけられていた。当時の法制については、浅野豊美『帝国日本の植民地法制』(名古屋大学出版, 2008年)275頁以下参照。
- (10) 「1945年11月2日付の軍政法令21号により、1945年8月9日現在施行中で、法律的効力を有する規則、命令、告示、その他の文書は、軍政府が特別命令によりこれを廃止するまで完全に効力を有する」(鄭光鉉『新親族相繼法要論』(華聲文化社(ソウル), 1958年)34頁)とされ、さらに1948年の制憲憲法付則100条は、「現行法令は、この憲法に抵触しない限り効力を有する」(韓國判例研究院(編)『大韓民國法典(1987年版)』I巻46頁)と定められ、法例は、涉外私法が制定される1962年まで韓国の抵触規則として機能していたのである。
- (11) 韓国の私法秩序を、注(9)および(10)で述べた事実もあわせてその法源とともに経年的に示せば、以下のような区分になる。

<韓国私法秩序の法源の変遷>

	1910 韓国併合 条約	1912 勅令21号 朝鮮民事令	1945 軍政法令 21号	1948 韓国憲法 施行	1960 韓国民法 施行	1962 涉外私法 施行	2001 国際私法 施行
抵触法		A	B	C	D	E	
実質法		F	G	H	I		

区分A・B・C → 条文としては、「法例」の条文を用いる。

区分F・G・H → 当時の条文としては、依用民法と呼ばれた日本民法の条文を用いた。

しかし、現時点で問題となれば、1960年の時際法（民法附則2条）により、韓国民法施行前の事項であっても韓国民法が適用される。

- (12) 石光現・後掲論文（注14）320頁も、不法行為の成否は、附則2条但書により判断されるべき事項であったとする。
- (13) 李根寬「<특집 : 일제강제징용사건 대법원 판결에 대한 종합적 연구 [特集 : 日帝強制徵用事件大法院判決に対する総合的研究]> 한일청구권협정상 강제징용배상청구권 처리에 대한 국제법적 검토 (韓日請求権協定上の強制徵用賠償請求権処理に対する國際法的検討)」서울대학교 [ソウル大学] 法學 54 권 3 호 (2013년 9월) 327, 357, 371면 [頁]。
- (14) 朴培根「일제강제징용 피해자의 법적 구제에 관한 국제법적 쟁점과 향후 전망 [日帝強制徵用被害者の法的救済に関する国際法的争点と今後の展望]」한양대학교 [漢陽大学] 法學論叢 30 輯 3 號 (2013년) 47, 55-57면 [頁]。
- (15) 서울신문 2021년 12월 27일입력 [ソウル新聞 (電子版) 2021年12月27日入力] 「이석우의 국제법포럼 — 천동설에서 지동설의 나라로 [イソクの国際法フォーラム—天動説から地動説の國へ]」。同じく天動説という言葉を使って韓国人の対外認識をあらためようとする記事（元外交官へのインタビュー）が、同じ時期のソウル新聞のオンライン新聞に見られる（서울 Pn 2021년 11월 9일입력）。
- (16) 石光現「<특집 : 일제강제징용사건 대법원 판결에 대한 종합적 연구 [特集 : 日帝強制徵用事件大法院判決に対する総合的研究]> 강제징용배상 및 임금 청구의 준거법 [強制徵用賠償および賃金請求の準拠法]」서울대학교 [ソウル大学] 法學 54 권 [卷] 3 호 [号] (2013년 9월) 283, 319면 [頁]。李根寬教授や石光現教授の論文等からなる『法學』の特集は、『일제강점기 강제징용사건 판결의 종합적 연구 [日帝強占期強制徵用事件判決の総合的研究]』(학영사, 2014년 12월)として一書にまとめられている。
- (17) 김창록「한일 청구권협정에 의해 ‘해결’ 된 ‘권리’ [韓日請求権協定により‘解決’された‘権利’]」경북대학교 [慶北大学] 법학논고 49 집 [輯] (2015년 2월) 791, 830면 [頁]。신용인「한일청구권협정과 강제징용 피해자의 손해배상청구권 [韓日請求権協定と強制徵用被害者の損害賠償請求権]」국민대학교 [国民大学] 法學論叢 32 권 [卷] 2 호 [号] 280, 308면 [頁] も同旨であるが、さらに進

んで、「すべての法令の解釈においては憲法が基準になり憲法に合致するよう解釈しなければならない。条約の場合も国際的側面は別として、国内的側面においては憲法合致的解釈をしなければならない」（同所）としている。

- (18) 손경찬「강제징용 손해배상의 타당성과 한일청구권협정의 법적 성격 [強制徵用損害賠償の妥当性と韓日請求権協定の法的性格]」조선대학교〔朝鮮大学〕法學論叢 26 집〔輯〕1 호〔号〕(2019년〔年〕4월〔月〕) 323, 360면〔頁〕。
- (19) 정구태, 김어진「일제 강점기 강제징용 피해자들의 손해배상청구와 소멸시효〔日帝強占期強制徵用被害者らの損害賠償請求と消滅時効〕」조선대학교〔朝鮮大学〕法學論叢 25 집〔輯〕3 호〔号〕(2018년〔年〕12월〔月〕) 249, 264면〔頁〕。
- (20) 朝鮮日報デジタル日本語版 2020年12月11日および29日, 朝日新聞朝刊 2020年12月30日7頁等による。
- (21) そうした中、2022年5月に発足した尹錫悦政権の外交部は、三菱重工業事件の商標権や特許権の現金化について審理している大法院に対して、民事訴訟規則に従って、「政府は韓日両国の共同利益に符合する合理的な解決案を模索するため、対日外交協議を続けており、民官協議会などを通じて原告側をはじめとする国内外各界各層の意見を集約するなど、多角的な外交的努力を傾注している」という趣旨の意見書を提出したと報じられている（朝鮮日報デジタル日本語版 2022年7月30日付）。
- (22) 朝鮮日報デジタル日本語版 2018年10月31日付記事。
- (23) 朝鮮日報デジタル日本語版 2021年6月8日付, 朝日新聞朝刊 2021年6月8日付。
- (24) 同判決では、時効の起算点を大法院が下級審判決を覆した2012年5月とすべきであるとした（朝鮮日報デジタル日本語版 2021年8月12日付記事）。
- (25) 朝鮮日報デジタル日本語版 2021年9月8日付。朝日新聞朝刊 2021年9月9日9頁。
- (26) 祖川武夫「<特集：日韓条約の総合的検討>日韓諸協定の法的フォーミュレーションの検討」法律時報 37卷10号（1965年）6-7頁, 申惠丰「<特集：過去の不正義と国際法——日韓請求権協定の現在>日韓請求権協定の射程」法律時報 87卷10号（2015年）10頁等参照。
- (27) 韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会の記録は、日本弁護士連合会のWebページ (https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/nikkan_shiryo.html) にその邦訳が掲載されている。